

林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業・木材産業の成長産業化を図るため、高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

3 利用対象者

林業を営む法人、森林組合等、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体、市町村

4 支援内容

○高性能林業機械等の整備

- (1) 対象経費：高性能林業機械の導入に要する経費
- (2) 補助率：1/3以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては4/10以内）
- (3) 補助上限額：機械ごとに設定あり

○木材加工流通施設等の整備

- (1) 対象経費：木材加工流通施設の整備に要する経費
- (2) 補助率：1/2以内
- (3) 補助上限額：施設ごと設定あり

※その他、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備。

なお、補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和5年度導入分は令和4年7月以降に募集します。
※令和4年度導入分の募集は終了
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村林務担当又は総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村林務担当

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

森林資源循環利用促進事業費補助金

(やまがた緑環境税事業)

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

民有林で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助します。

3 利用対象者

森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等）、その他知事が認める団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・ 伐採した木材を量的なまとまりをもってカスケード利用を行い、加工工場との協定に基づいて出荷を行う事業者
- ・ 民有林で発生する間伐材等（ただし、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）、森林整備法人が管理する森林を除く）
 - 1) ラミナ等利用促進事業
間伐材をラミナ、合板等の加工工場に出荷
 - 2) バイオマス燃料利用促進事業
 - ① 間伐材を熱利用目的の燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷
 - ② 間伐材をバイオマス発電用チップ加工工場等に出荷
 - ③ 森林経営計画に基づく伐採により生じた林地残材等の低質材を、燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

(2) 対象経費：間伐材等の木材加工工場への搬出、運搬に要する経費

(3) 補助率：定額（間伐材等の搬出・運搬経費とその売払価格の差額の内数）

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和4年5月下旬に公表予定)
- (2) 申請書類(様式)の入手方法：県庁農林水産部森林ノミクス推進課
- (3) 申込み先：農林水産部 森林ノミクス推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 森林ノミクス推進課
- (2) 担当(係)名：森林整備・再造林推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3217

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（一般住宅）

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上*使用した新築住宅の施主に対し補助します。

※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

3 利用対象者：県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

4 支援内容

(1) 補助要件

- 自ら居住するため、山形県内に住宅を新築すること
- 令和5年3月31日までに実績報告書を提出すること
- 住宅に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した数量以上であること

(2) 補助率：定額300千円

(3) その他

県土整備部所管の「やまがたの家需要創出事業」との併用は不可
予算の範囲内（150棟分）で、先着順に受け付けとなります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和4年4月1日～
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（民間施設）

1 対象品目・分野 ○林業 ○その他

2 事業概要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上^{*}使用した民間施設（店舗等）の施主に対し補助します。

※基準値（ m^3 ）は延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数値

3 利用対象者：県内に県産木材を使用した新築民間施設を建設する施主

4 支援内容

(1) 補助要件

- 自ら運営するため、山形県内に民間施設を新築すること
- 令和5年3月31日までに実績報告書を提出すること
- 民間施設に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が施設の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した数量以上であること。なお、使用する県産木材の数量には外構施設（木塀等）も含むことができる。

(2) 補助率：24千円/ m^3 \times 県産木材使用量（上限600千円/棟）

(3) その他：予算の範囲内で、先着順に受け付けとなります。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月1日～

(2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：民間施設の建設地を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527